

## 市川市アクス本八幡什器移設運搬業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 市川市アクス本八幡什器移設運搬業務委託
- 2 業務目的 本業務は、市川市役所本庁舎建替え計画に伴い、アクス本八幡内に市川市が配置している什器を委託者が指定する場所に移設運搬することを目的とする。
- 3 委託場所 市川市八幡3丁目4番1号 アクス本八幡
- 4 委託期間 令和3年1月4日から令和3年1月29日まで
- 5 業務内容

受託者は、以下に記載する条件で、アクス本八幡2階に委託者が配置している什器のうち委託者が指定（ラベルシールを貼付済）する什器を、旧斎場塩浜式場へ移設運搬するものとする。

### （1）移設元の場所及び作業条件

移設元であるアクス本八幡の場所・対象フロア及び使用可能なエレベーターの仕様は以下の通りである。

- ①所在地：市川市八幡3丁目4番1号（別紙1 アクス本八幡案内図及び配置図を参照）
- ②対象階数及び移設させる什器：2階で委託者が配置している什器のうち、委託者がラベルシールを貼付して指定する什器（別紙2 アクス本八幡2階平面図を参照）
- ③作業に使用する車両は、大芝原公園脇の北側道路から侵入した通用口から敷地内に入るものとする。（北側道路及び通用口の進入路幅は3mであり、敷地内の車両転回場所の重量制限が1.5tの表示有。）
- ③エレベーター台数：2基（別紙2 アクス本八幡2階平面図を参照）  
使用できるエレベーターは、エレベーターに向かって右側1基のみとし、来館者等がいる場合は、来館者等が優先してエレベーターを利用するものとする。

- ④エレベーター寸法等：かご内 タテ×ヨコ×高さ 1 6 0 cm×1 0 5 cm×2 2 5 cm  
出入口 ヨコ×高さ 8 0 cm×2 0 0 cm  
用途 乗用 / 定員 9 名 / 積載 6 0 0 k g

(2) 移設先の場所及び作業条件

移設先である旧斎場塩浜式場の場所及び対象フロアは、以下の通りである。

- ①所在地：市川市塩浜2丁目1番7号（別紙3 旧斎場塩浜式場案内図を参照）
- ②対象階数：1階（別紙4 旧斎場塩浜式場平面図を参照）
- ③移設先での什器の配置方法は、別途、委託者が指定するものとする。
- ④電気、水道及び便所の使用は不可とする。業務を実施する上で照明等が必要な場合は、設備の一式を受託者負担の上用意するものとする。

(3) 移設作業日及び作業時間

移設の作業日及び各日の作業時間は、以下の通りとする。

- ① 移設作業日は1月12日及び1月13日とし、交通事情又は天災等委託者が認めるやむを得ない事情が生じた場合の予備日を1月14日とする。
- ② 各日の作業時間は、原則として午前7時30分から午後14時00分とする。  
（移設元からの搬出作業（養生撤去を含む）は、13時00分までとする。）

(4) 養生付設及び撤去作業条件

養生付設及び撤去作業は、移設作業日当日に行うものとする。（12日の作業終了時刻13時には養生撤去作業も終了させ、13日の作業開始時に改めて養生付設作業を行うものとする。また、14日に作業を行う場合も上記と同様とする。）

なお、旧斎場塩浜式場の養生付設は、正面玄関付近のみで良いものとする。（12日付設、13日移設完了後撤去）

(5) 作業工程

受託者は、契約締結後、速やかに作業工程表を提出するものとする。工程に変更が生じる場合は、変更後の工程表を事前に委託者へ提出するものとする。

(6) 移設数量

移設数量は、「什器リスト・数量表（別紙5）」によるものとする。ただし、多少の数量の差異が生じた場合は、現況を優先するものとする。

## 6 作業実施上の留意事項

- (1) 受託者は、移設する什器に貼付する色別ラベルシール（予備を含めて400枚）を、1月5日正午までに委託者へ納入するものとする。
- (2) 受託者は、移設元のアクス本八幡からの什器移設運搬にあたり、什器及び運搬車両等で正面道路（歩道含む）を利用する車両及び通行人に危険が生じないように、交通誘導員を配置するものとする。
- (3) 移設元でエレベーターを使用する場合、定員および積載荷重に十分注意すること。
- (4) 受託者は、移設に伴う什器の取扱いに十分留意し、紛失、破損等委託者への不利益を生じさせてはならない。
- (5) 受託者は、移設に伴う施設内の破損防止に最大限に努め、各出入口・エレベーター・移動通路等破損の危険性の高い箇所及び必要のある場所については、必ず養生を行うものとする。
- (6) 作業現場内は、ゴミを出さないように清掃・整理整頓を行うものとする。
- (7) 騒音・振動のする作業がある場合は、事前に委託者と協議を行うものとする。
- (8) 受託者は第三者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、あらかじめ委託者の承諾を得てその区域を適切に保護するとともに、立ち入り禁止標示の処置を講じなければならない。
- (9) 搬出入路について、搬出入時間帯が通勤・通学時間帯等に影響する場合は、できるだけ重ならないよう計画を行うとともに、荷物搬出入時等の車両の運転に注意するものとする。

## 7 添付資料

- 別紙1 アクス本八幡案内図及び配置図
- 別紙2 アクス本八幡2階平面図
- 別紙3 旧斎場塩浜式場案内図
- 別紙4 旧斎場塩浜式場平面図
- 別紙5 什器リスト・数量表
- 別紙6 完了届

## 8 提出書類及び報告書（成果品）

業務完了後10日以内（委託期間内）に、下記事項を記載及び添付した作業完了報告書を1部提出するものとする。

- (1) 作業状況を示した写真（養生含む）
- (2) 作業期間中に当該業務に従事した人数・時間・業務内容を明記した業務日誌
- (3) 移設運搬した什器種類別の実績数量表
- (4) 完了届（別紙6）

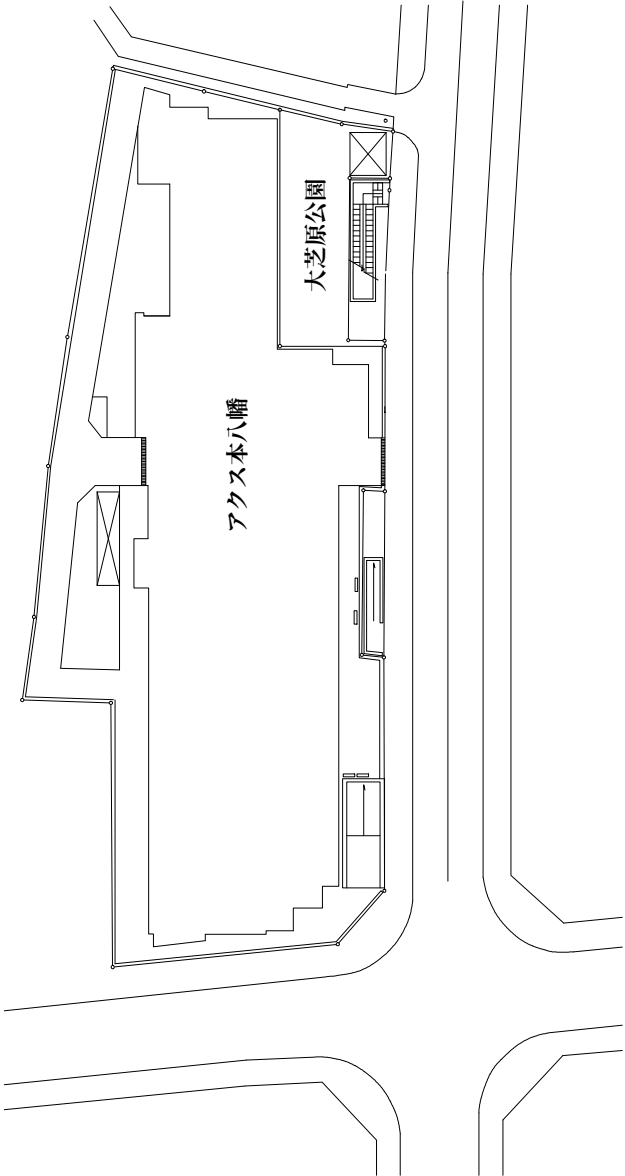
## 9 その他

- (1) 受託者は業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (2) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (3) 受託者は、業務の履行に伴って事故が発生した場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講じなければならない。また、天災事変等やむを得ない場合を除き、事故等により業務を中断するに至った場合には、直ちに委託者に連絡し代替措置を講じること。なお、受託者の判断によりがたい場合は、委託者との協議により対策を講じるものとする。
- (4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、市川市個人情報保護条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (6) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (7) 受託者は、常に安全対策に留意し、労働安全衛生法、同施行令その他関係法令を遵守し、事故の未然防止に努めなければならない。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、その対応について委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

以 上



アクセス本八幡



案内図

配置図 A3:1/1000

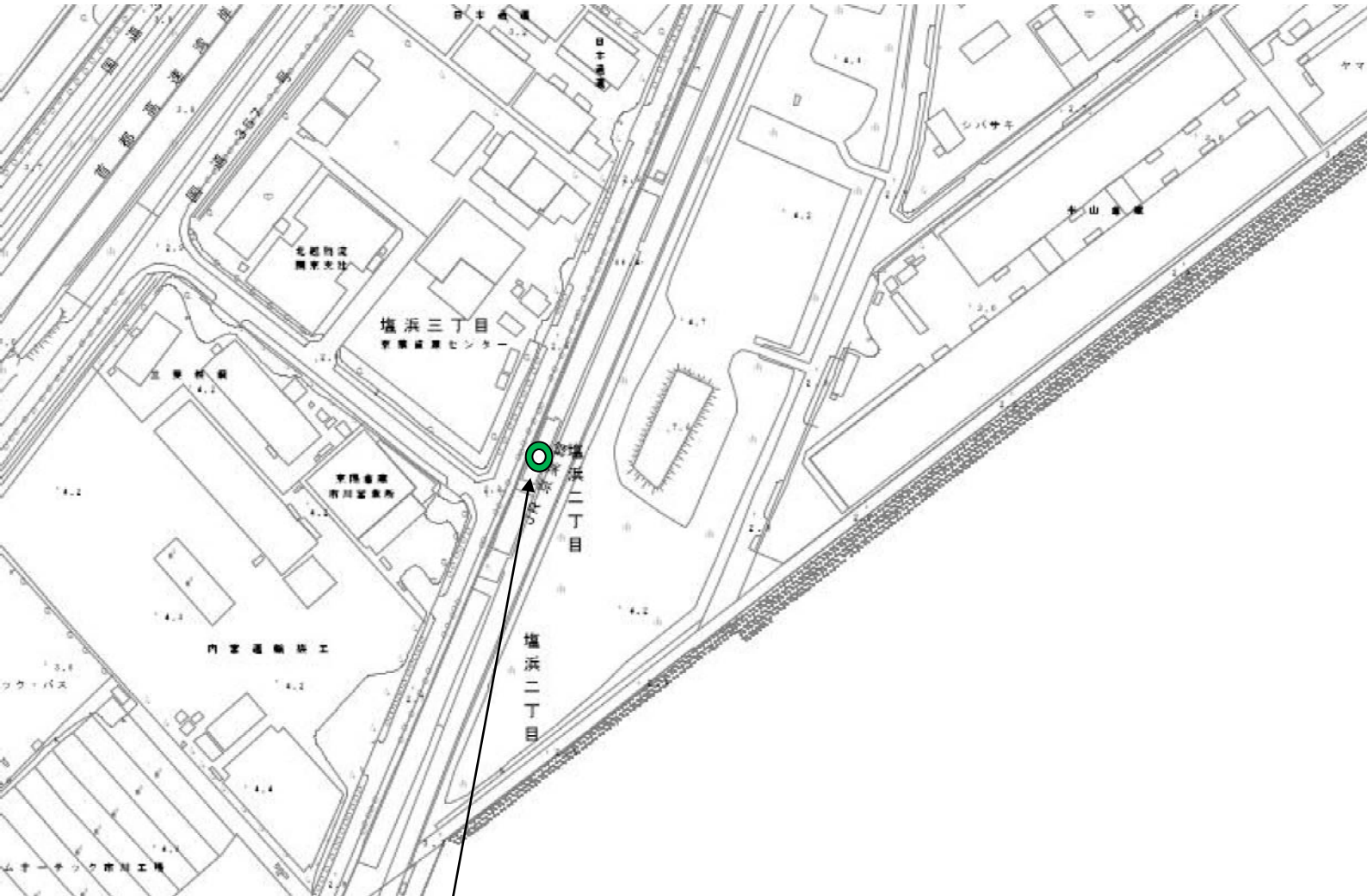
|           |                      |  |  |  |  |    |             |  |      |    |  |
|-----------|----------------------|--|--|--|--|----|-------------|--|------|----|--|
| 市川市財政部契約課 | 市川市アクセス本八幡什器移設運搬業務委託 |  |  |  |  | 場所 | 市川市八幡3丁目1番1 |  | 図面種別 | 縮尺 |  |
|           |                      |  |  |  |  |    | 図示          |  | 図示   |    |  |

1st floor plan showing the layout of the building. The plan includes a large area labeled "運搬対象事務室" (Moving Target Office) and a smaller area labeled "事務室" (Office). The plan also shows a "機械室" (Mechanical Room) and a "通路" (Passage). The plan includes dimensions for the various areas and a grid system for reference.

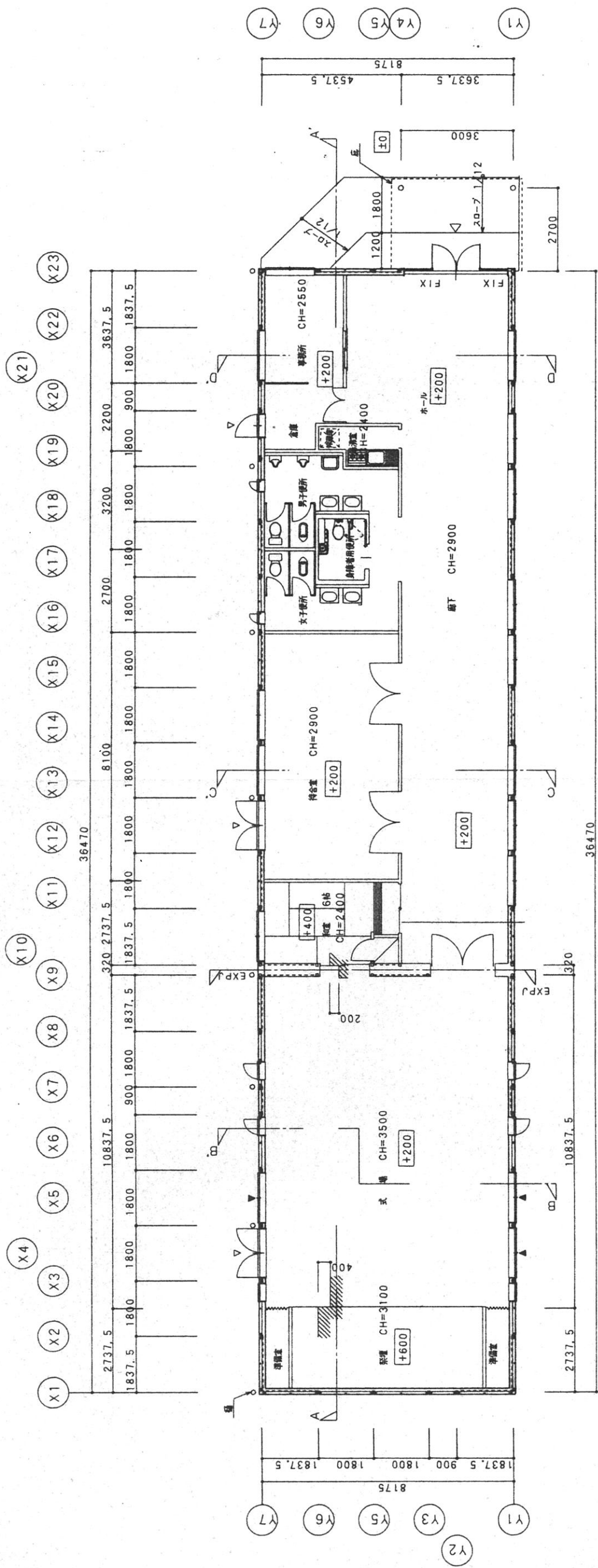
| Area                           | Width (mm) | Height (mm) |
|--------------------------------|------------|-------------|
| 運搬対象事務室 (Moving Target Office) | 28,000     | 15,000      |
| 事務室 (Office)                   | 16,000     | 7,200       |
| 機械室 (Mechanical Room)          | 8,000      | 3,500       |
| 廊下 (Corridor)                  | 16,000     | 7,200       |
| 通路 (Passage)                   | 7,000      | 7,200       |



## 旧斎場塩浜式場案内図



所在地 市川市塩浜 2 丁目 1 番 7 号



什器リスト・数量表

| 物品名               | 寸法(単位cm)<br>(幅×奥行×高さ) | 数量  |
|-------------------|-----------------------|-----|
| 片袖事務机             | 105 × 64 × 75         | 100 |
| 両袖事務机             | 152 × 76 × 75         | 7   |
| 事務用椅子             | 55 × 55 × 95          | 114 |
| ファイリングキャビネット      | 39 × 62 × 75          | 54  |
| 両開保管庫(一部スライド書庫含む) | 88 × 40 × 185         | 34  |
| 両開保管庫             | 88 × 40 × 112         | 2   |
| 引違保管庫             | 88 × 40 × 112         | 4   |
| 引違保管庫             | 88 × 40 × 88          | 3   |
| 壁面ロッカー            | 90 × 45 × 230         | 6   |
| 移動ロッカー            | 90 × 45 × 230         | 5   |
| 衣類ロッカー            | 880 × 52 × 179        | 4   |
| 衣類ロッカー            | 46 × 52 × 179         | 2   |
| 合 計               |                       | 335 |

※寸法は、おおよその長さとする。

市川市長様

住所

氏 名 印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 委託事務(事業名)

---

- ## 2. 施行(納入)場所

---

3. 契約年月日 年 月 日

4. 委託金額 円  
(単価契約の場合は「委託金額」を選び、総額を記入してください)

5. 委託期間
- |   |   |   |    |
|---|---|---|----|
| 年 | 月 | 日 | から |
| 年 | 月 | 日 | まで |

6. 完了年月日 年 月 日